## 会計年度任用職員募集要項(児童相談センター電話相談員)

項目	内 容
職名	児童相談センター電話相談員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
採用予定人数	1名程度
任用期間	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	福祉局児童相談センター相談援助第一課(新宿区北新宿4-6-1)
職務内容	子育てに関する電話相談・助言等 ※ 子供の権利侵害問題に関する電話相談・助言及び里親の養育上の課題等に関する関係機 関への連絡業務等を含む
応募資格・求め られる能力	<ul><li>(1)児童福祉に関する相談経験を有する者。または社会福祉(児童福祉等)教育、心理に関し知識を有する者</li><li>(2)児童福祉の推進に熱意がある者</li><li>(3)児童相談所関係者及び関係機関との連絡対応を円滑に行える者</li><li>(4)災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること</li></ul>
勤務日数	月16日
勤務時間	①8時45分から17時30分まで ②12時30分から21時15分まで ※ 業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務を命じることがあります。
休憩時間	上記勤務時間 ①の場合     1 1時45分から12時45分まで または12時45分から13時45分まで ②の場合     1 6時00分から17時00分まで
休暇等	<ul><li>(有給)年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</li><li>(無給)育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業、妊娠症状対応休暇、子育て部分休暇</li><li>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</li></ul>
報酬額	月額 201,600円 通勤手当相当額を別途支給(上限150,000円/月) ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり

	北汶坦人 原化年人伊险 原田伊险大流田
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用
	※ 一定の要件を満たす場合
応募方法	次の応募書類を申込フォームで送付してください。
	応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。
	なお、応募書類は反却しませんのであらかじめ御了承ください。
	(1)応募書類
	ア会性度任用職員申込書の紙
	※ 正面賀写真を貼付してください。申込書への貼付か難しい場合、写真データをフォームに直接続付
	しても構いません。
	※ 連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。
	イ作文
	・課題 「児童相談所における電話相談及び関係機関等との連絡調整の意義について」
	・字数 800字から1200字程度
	(2) 申込期限
	令和7年11月12日(水曜日)午後5時まで
	(3) 电运先 <b>[1] 3 74 [1</b> ]
	以下の申込フォームから応募書類を送信してください。 <b>ユニュイ・エー・</b>
	URL: https://logoform.jp/form/tmgform/1273055
	<b>画家領蒙</b>
	※ 必ずインターネットで申込みをしてください。
	※ 東京都児童相談センターが、そむを得ない事情があると認めた時は、郵送又はメールでの申し込みを
	受け付けますので、事前にお問合わせください。また、身体の障害等によりインターネット申し込みが
	困難な人も、東京都児童相談センターへお問合わせください。
選考方法	(1) 第一次選考(書類選考)
	選考申込の際に提出する履歴書及び作文による書類審査
	(2) 第二次選考(面接)
	※ 合否結果については、本人宛メールにより通知します。
	※ 電話連絡をさせていただく場合もございます。また、選考経過及び結果に関するお問い
	合わせには、一切対応できませんので御了承ください。
問い合わせ	〒169-0074 東京都新宿区北新宿四丁目6番1号
	東京都児童相談センター事業課庶務担当
	電話:03-5937-2302 (直通)
0.1.77.	

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。